

証券コード 6547

おもてなしと生活文化の創造——
株式会社 **グリーنز**

第63回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年9月25日（金曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場 所

三重県津市羽所町700番地
ホテルグリーンパーク津 6階「伊勢の間」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6547/>



目 次

ごあいさつ	1
第63回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	7
事業報告	27
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告	57

株式会社グリーنز

ごあいさつ

はじめに、この度の令和8年熊本地震により被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2026年6月期は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が持ち直したことにより、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まりや資源価格の高騰、それに伴う物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

グリーンズグループでは、このような事業環境のもと、各店舗が立地する地域における宿泊需要の変化に応じたレベニューマネジメントにより、売上の最大化に取り組みました。国内レジャー及びインバウンドの宿泊需要を確実に獲得したことで、客室稼働率、客室単価ともに年間実績において、前期を上回る結果となりました。

2026年6月期は、更なる企業価値の創造と持続可能な成長の実現を目指して策定した中期経営計画「GREENS SUSTAINABLE JOURNEY 2028」の初年度であり、本計画期間は、将来のポートフォリオ拡大を通じた持続的な成長を実現するためのケイパビリティの構築に取り組む期間と位置づけております。本計画2年目となる2027年6月期においては、店舗数の拡大と多様なブランド展開を推進するとともに、人材の活躍を促す組織風土の醸成に取り組んでまいります。

役員及び従業員一同、経営ビジョン「TRY! NEXT JOURNEY～新たな旅に踏み出そう～」のもと、全社一丸となって中期経営計画の実現及びその先の未来に向けて邁進いたします。ステークホルダーの皆さまにはご理解を頂き、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年9月

代表取締役社長
村木 雄哉

株 主 各 位

証券コード 6547
2026年9月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年9月3日

三重県四日市市浜田町5番3号

株式会社グリーنز

代表取締役社長 村木 雄哉

第63回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト
に、「第63回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえご確
認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kk-greens.jp/ir/stock-info/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6547/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名(グリーنز)または証券コード(6547)を入力・検索
し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面(郵送)によって議決権行使をすることが
できますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、5頁の「議決権行使のご案内」
をご参照のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご
返送いただくか、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否をご入力い
ただくか、いずれかの方法により2026年9月24日(木曜日)午後6時までに議決権を行使していただきます
ようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2026年9月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	三重県津市羽所町700番地 ホテルグリーンパーク津 6階「伊勢の間」 （ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第63期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第63期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
4 招集にあたっての決定事項	(1)電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ・連結株主資本等変動計算書 ・連結計算書類の連結注記表 ・株主資本等変動計算書 ・計算書類の個別注記表 (2)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (4)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (5)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本定時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条第2項に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・計算書類の個別注記表

◎本定時株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

◎手話通訳や介助が必要な株主様は、通訳者や介助者を1名に限り同伴してご出席いただくことができます。ただし、通訳者や介助者が議決権を行使したり、質問をしたりすることはできませんので、ご了承ください。

◎車いすでご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。

◎本定時株主総会における決議結果につきましては、本定時株主総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.kk-greens.jp/ir/>)



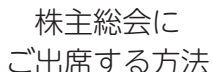
本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/6547/>





株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

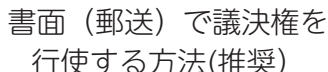
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

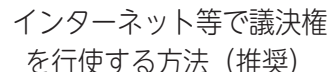
2026年9月25日（金曜日）
午前10時



本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に各議案の賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年9月24日（木曜日）
午後6時到着分まで



次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2026年9月24日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権電子行使プラットフォームのご案内（機関投資家の皆さまへ）
機関投資家の皆さまに関しましては、上記のほか、予めお申込みされた場合に限り株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

・こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

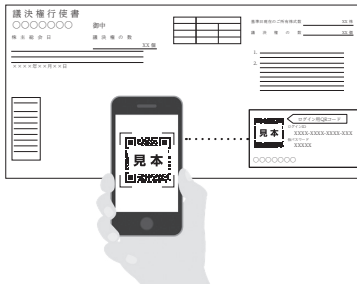
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

利益配分につきましては、株主の皆さまへの継続的な安定配当を基本とし、業績の推移と中期経営計画を勘案して実施しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を鑑み、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当に関する事項 およびその総額	普通株式1株につき52円00銭 総額 714,196,496円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年9月28日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 2024年6月28日付および2025年6月30日付でA種優先株式の一部を取得および消却し、2026年6月30日付で残存する全てのA種優先株式を消却いたしました。これに伴い、定款上のA種優先株式に関する記載を削除するものであります。

(2) 今後の事業展開に備えるため、目的事項に酒類の販売を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (新設) (3) 総合リース業 (4) 画廊の経営 (5) 遊技場の経営 (6) カルチャーセンターの経営 (7) 広告宣伝業 (8) 旅行代理店業 (9) 不動産の賃貸・管理・保有ならびに運用 (10) 労働者派遣業 (11) 前各号に附帯する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(3) 酒類の販売</u> (4) 総合リース業 (5) 画廊の経営 (6) 遊技場の経営 (7) カルチャーセンターの経営 (8) 広告宣伝業 (9) 旅行代理店業 (10) 不動産の賃貸・管理・保有ならびに運用 (11) 労働者派遣業 (12) 前各号に附帯する一切の業務

現行定款	定款変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数等) 第5条 当社の発行可能株式総数は、2, 400万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は2, 400万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は6, 000株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、普通株式について100株、A種優先株式について1株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数等) 第5条 当社の発行可能株式総数は、2, 400万株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

現行定款	定款変更案
第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金) 第11条の2 当会社は、第42条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、第11条の10に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。	(削除)

現行定款	定款変更案
2. ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。	（削除）

現行定款	定款変更案
3. 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。 <u>(A種期中優先配当金)</u> 第11条の3 当会社は、第43条または第43条の2の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「A種期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「A種期中配当」という。）をするときは、A種期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主等に対して、第11条の10に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該A種期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該A種期中配当基準日がA種優先株式の払込期日と同一の事業年度に属する場合は、当該払込期日）（同日を含む。）から当該A種期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該A種期中配当基準日の属する事業年度において、当該A種期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該A種期中配当基準日から当該A種期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該A種期中配当基準日に係るA種期中配当を行うことを要しない。	(削除)

現行定款	定款変更案
<u>(残余財産の分配)</u> <u>第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第11条の10に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるA種基本償還価額相当額から、A種控除価額相当額を控除した金額（ただし、A種基本償還価額相当額およびA種控除価額相当額は、A種基本償還価額算式およびA種控除価額算式における「A種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済A種優先配当金」を「解散前支払済A種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済A種優先配当金のそれぞれにつきA種控除価額相当額を計算し、その合計額をA種基本償還価額相当額から控除する。</u> <u>2. A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u>	(削除)

現行定款	定款変更案
<u>(金銭を対価とする償還請求権)</u> <u>第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「A種償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、A種償還請求がなされた日を「A種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、A種償還請求日においてA種償還請求が行われたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、A種償還請求日における分配可能額を超える場合には、A種償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がA種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、A種償還請求が行われなかったものとみなす。</u>	(削除)

現行定款	定款変更案
2. <u>A種優先株式1株当たりの取得価額は、A種基本償還価額から、A種控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。</u> <u>ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済A種優先配当金のそれぞれにつきA種控除価額を計算し、その合計額をA種基本償還価額から控除する。</u> <u>(A種基本償還価額算式)</u> <u>A種基本償還価額</u> $=1,000,000円 \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$ <u>A種優先株式に係る払込期日（同日を含む。）からA種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。</u> <u>(A種控除価額算式)</u> <u>A種控除価額＝償還請求前支払済A種優先配当金×(1+0.04)^{x+y/365}</u> <u>「償還請求前支払済A種優先配当金」とは、A種優先株式に係る払込期日以降に支払われたA種優先配当金（A種償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。</u> <u>償還請求前支払済A種優先配当金の支払日（同日を含む。）からA種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。</u>	(削除)

現行定款	定款変更案
3. 本条第1項に基づくA種償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が以下の請求受付場所に到着したときに発生する。 <u>三重県四日市市浜田町5番3号</u> <u>株式会社グリーンズ</u> <u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 第11条の6 当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「A種強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるA種基本償還価額相当額から、A種控除価額相当額を控除した金額（ただし、A種基本償還価額相当額およびA種控除価額相当額は、A種基本償還価額算式およびA種控除価額算式における「A種償還請求日」を「A種強制償還日」と、「償還請求前支払済A種優先配当金」を「強制償還前支払済A種優先配当金」（A種強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（A種強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。 なお、強制償還前支払済A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済A種優先配当金のそれぞれにつきA種控除価額相当額を計算し、その合計額をA種基本償還価額相当額から控除する。	(削除)

現行定款	定款変更案
<u>(議決権)</u> <u>第11条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>(株式の併合または分割等)</u> <u>第11条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u> <u>(種類株主総会への準用)</u> <u>第11条の9 第11条（基準日に係る規定）および第3章の規定（株主総会に係る規定）は、A種種類株主総会について準用する。</u>	(削除)

現行定款	定款変更案
第2章の3 <u>優先順位</u> <u>(優先順位)</u> 第11条の10 <u>A種優先株式の優先配当金（A種期中優先配当金を含む。以下本項において同じ。）ならびにその他の種類の株式の株主および登録株式質権者（普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の優先配当金を第1順位、その他の種類の株式の株主および登録株式質権者（普通株主および普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第2順位とする。</u> 2. <u>A種優先株主等およびその他の種類の株式を有する株主（普通株主等を含むがこれに限られない。）に対する残余財産の分配の支払順位は、A種優先株主等に対する残余財産の分配を第1順位、その他の種類の株式を有する株主（普通株主等を含むがこれに限られない。）に対する残余財産の分配を第2順位とする。</u> 3. <u>当会社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u>	(削除)

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、鈴木直子氏は、2026年3月31日付で取締役を辞任により退任いたしました。つきましては、経営監督機能及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、指名報酬委員会の審議、答申に基づき、取締役会において決定したものです。指名報酬委員会は、社内取締役3名、独立社外取締役2名の計5名で構成するところ、当社の取締役の選任と報酬に関し、コーポレートガバナンス機能の強化を図るために、取締役（監査等委員であるものを除く。）2名と、監査等委員である取締役3名（うち独立社外取締役2名）が委員となり、独立社外取締役（監査等委員）1名が委員長に選任されております。

なお、監査等委員会は、当社の取締役の選任手続きは適切であり、各候補者の職務執行状況、経験、能力等を評価し、適任と判断いたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		現在の地位および担当	属 性		
1	むら き	た け や	代表取締役社長	再 任		
2	し み ず	け ん じ	専務取締役 人事総務本部長	再 任		
3	い と う	た か ひ こ	常務取締役	再 任		
4	さ と う	ゆう い ち	取締役 運営本部長	再 任		
5	と え だ	ゆ み こ	—	新 任	社 外	独 立

再 任

再任取締役候補者

新 任

新任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	むら き たけ や 村木 雄哉 (1972年11月7日生)	1997年 1 月 当社入社 2001年 9 月 取締役就任 2004年 9 月 常務取締役就任 2013年 9 月 専務取締役就任 2018年 9 月 代表取締役社長就任（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社チョイスホテルズジャパン 取締役 株式会社新緑 代表取締役社長 株式会社 T M 代表取締役社長	699,800株

再任

取締役候補者とした理由
2018年9月より代表取締役社長を務め、入社以来培ったホテル専門オペレーターとしての経営ノウハウと豊富な業界経験、卓越したリーダーシップおよび迅速かつ的確な意思決定により、事業の継続と発展を支える強固な企業体質の構築を推進してまいりました。新中期経営計画の策定・推進においては、成長戦略の具体化と収益力の向上に加え、環境負荷低減や地域社会への貢献、人材育成の強化など、サステナビリティ経営の推進にも積極的に取り組んでおります。また、全国のホテルを訪問し社員との対話を重ねる現場主義により、組織力の強化と企業文化の醸成にも寄与しております。当社の業務および経営全般に関する深い知見と豊富な経験をもとに経営を強力に牽引し、重要事項の決定および業務執行の監督等において適切な役割を果たしております。これらの実績および新中期経営計画の着実な遂行に向けた戦略的判断力を踏まえ、当社の中長期的な企業価値向上に今後も寄与することが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	しみず けん じ 清水 謙二 (1973年6月12日生)	2017年11月 当社入社 2018年 7 月 事業開発室 上席室長 2018年 9 月 取締役就任 2019年 4 月 事業企画本部長 2023年 7 月 専務取締役就任（現任） 2023年10月 ホテル開発室長 2025年 4 月 経営統括本部長 2026年 4 月 人事総務本部長（現任）	5,600株

再任

取締役候補者とした理由
ホテル経営に係るコンサルティング業務を通じて、国内外を問わず幅広い業界知識と多様な経験を有しております。これらの知見を活かし、経営基盤本部および人事総務本部を管掌し、情報システムおよび財務経理の各機能を含む経営基盤全般の強化を推進するとともに、人的資本に関する施策の推進を通じた組織力の向上や働き方改革にも取り組み、企業価値の向上に寄与しております。また、新規ホテルの開発や新中期経営計画の策定において中心的な役割を果たしており、2024年のロードサイド型ホテルの出店拡大においては、地域特性や市場動向を的確に捉えた戦略的判断により、当社の成長戦略の推進およびレジリエントな企業体質の構築に大きく貢献しております。加えて、専務取締役として代表取締役を補佐し、全社的な事業運営および重要事項の決定ならびに業務執行の監督において適切な役割を果たしております。これらの実績を踏まえ、今後も当社の中長期的な企業価値向上に資することが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	いとう たかひこ 伊藤 孝彦 (1974年12月25日生)	2020年 3 月 当社入社 執行役員 株式会社チョイスホテルズジャパン出向 ゼネラルマネージャー 2020年 9 月 同社取締役就任 2020年10月 同社バイスプレジデント 2022年 9 月 取締役就任 2023年 7 月 常務取締役就任（現任） 2023年 9 月 株式会社チョイスホテルズジャパン代表取締役社長就任（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社チョイスホテルズジャパン 代表取締役社長	2,200株
再任	取締役候補者とした理由 前職において代表取締役社長を務めるなど、企業経営に関する幅広い見識を有しております。現在、常務取締役として運営部門の事業を牽引するとともに、子会社である株式会社チョイスホテルズジャパンの代表取締役としてマーケティングを主導し、確実な成果を上げております。特に、中期経営計画における重点戦略「レジャー需要の獲得強化」に向けては、2つの新ブランドの立ち上げを主導し、多様な顧客ニーズに応える「自由な旅」の選択肢を提供することで、ブランド価値および市場競争力の向上に貢献しております。また、海外フランチャイザーであるチョイスホテルズインターナショナル社との連携強化にも積極的に取り組み、グローバルなネットワークを活かしたブランド戦略および事業推進を実現するとともに、当社と株式会社チョイスホテルズジャパンとの連携を深化させる橋渡し役として、グループシナジーの最大化に寄与しております。これらの経験に基づく見識と優れた戦略的思考をもって組織の活性化を図り、経営全般の重要事項の決定および職務執行の監督において適切な役割を果たすことが期待されることから、当社の企業価値向上に引き続き寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	さとう ゆういち 佐藤 雄一 (1982年1月5日生)	2008年 7 月 当社入社 2021年 4 月 株式会社チョイスホテルズジャパン出向 セールsstrategy部 ディレクター 2023年 4 月 同社同部シニアディレクター 2023年 7 月 チョイスホテルズ営業本部執行役員本部長 2024年 9 月 株式会社チョイスホテルズジャパン取締役就任（現任） 2025年 4 月 運営本部本部長（現任） 2025年 9 月 取締役就任（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社チョイスホテルズジャパン 取締役	1,700株
再任	取締役候補者とした理由 入社以来、宿泊部門において豊富な業務経験を有しており、現在は運営本部を管掌しております。また、その幅広い見識と、これまでに培ったホテル運営およびマーケティングに関する深い知見と経験を活かし、子会社である株式会社チョイスホテルズジャパンの取締役としても経営に参画しております。同社においては、コストを最大限に活用しながら効果の最大化を図る運営の高度化に注力し、収益性の向上に寄与しております。加えて、当社においては運営部門の責任者として、経営資源を最大限に活用した事業運営を推進するとともに、運営本部と株式会社チョイスホテルズジャパンとの戦略的な連携強化にも貢献しております。特に、レベニューマネジメントの推進・強化を通じて、平均宿泊単価（ADR）の向上および売上の拡大に大きく寄与しております。これらの実績および知見を踏まえ、今後も当社の企業価値向上に資する適切な業務執行が期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 新任 社外 独立	とえだ ゆみこ 十枝 裕美子 (1970年6月10日生)	1993年 4 月 日本生命保険相互会社入社 1999年12月 株式会社グローバルマネジメントディレクションズ入社 2004年 8 月 ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社入社 2007年 6 月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社（現ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社）入社 2011年 7 月 株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構）入社 2012年 3 月 株式会社グランピスタホテル&リゾート 常務取締役 2015年 5 月 株式会社地域経済活性化支援機構 ディレクター 2018年 2 月 アンゴホテルズ株式会社 代表取締役社長 2018年 5 月 AMAホールディングス株式会社 専務取締役 2018年 6 月 株式会社海士 社外取締役（現任） 2021年 1 月 株式会社ANGO 代表取締役（現任） 2025年11月 合同会社muroto 代表社員（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社海士 社外取締役 株式会社ANGO 代表取締役 合同会社muroto 代表社員	一株
		社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 国内外のホテル・観光分野において、開発・再生・投資運用・経営改善に至るまで一貫した実務経験を有し、多様なホスピタリティ事業の価値向上に貢献してきた豊富な実績を有しております。グローバルマネジメントディレクションズやゴールドマン・サックス等で培った専門的知見に加え、官民ファンドにおける企業再生や地域経済活性化の推進、さらには事業会社の経営幹部としての実績を通じて、戦略立案から実行に至る高い経営能力を培っております。また、近年は自ら企業を創業し、ホテル開発・運営や地域活性化プロジェクトを主導するなど、社会的価値創出の観点からも実績を積み重ねております。これらの経験に基づく専門性と独立した客観的視点は、当社グループの持続的成長および企業価値向上に資する有益な助言・監督機能の発揮が期待されることから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 十枝裕美子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、十枝裕美子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は、同氏と当該契約を締結予定であります。
4. 当社は、保険会社との間に、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担して締結しております。当社のすべての取締役（監査等委員を含む。）を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金および争訟費用等を填補いたします。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、2026年9月に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定であります。
5. 十枝裕美子氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】取締役会メンバーのスキルマトリックス

当社が取締役・監査等委員に期待する主な専門性・知見を示したものです。

なお、当社の経営ビジョンおよび中期経営計画「GREENS SUSTAINABLE JOURNEY 2028」の実現に向け、当社が取締役および監査等委員が備えるべきスキルを「スキルマトリックス」として定義しております。

2026年9月25日 定時株主総会後の当社取締役・監査等委員（予定）

	氏名	取締役を求める専門性と経験								
		企業経営 経営戦略	グローバル 国際経験	ESG・サス テナビリティ	当事業業およ び業界経験	営業・マー ケティング	IT・テクノロジー	財務・会計 ・ファイナンス	法務・ コンプライ アンス・ リスクマネ ジメント	人事・人材開発
取 締 役	村木 雄哉	●		●	●	●	●			●
	清水 謙二	●	●		●		●	●		
	伊藤 孝彦	●	●		●	●		●		●
	佐藤 雄一	●			●	●			●	
	十枝 裕美子	●		●	●			●		
監 査 等 委 員	松井 清	●		●	●			●	●	
	土田 繁	●	●					●		
	檜山 洋子	●	●	●					●	

各人の有するスキル等のうち、主なものに●印をつけています。

上記一覧表は、各人が保有する全てのスキルを表すものではありません。

第4号議案

取締役の報酬額改定の件

1. 改定の理由

当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」、「短期インセンティブ報酬」及び長期インセンティブ報酬である「譲渡制限付株式報酬」により構成されております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬（基本報酬及び短期インセンティブ報酬）につきましては、2016年3月28日開催の臨時株主総会における決議により、年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいております。また、上記とは別枠で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）につきましては、2018年9月27日開催の第55回定時株主総会における決議により、年額45百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいております。

このたび、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、新たに社外取締役1名を選任し、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図る予定です。

また、優秀な経営人材の確保および維持ならびに経営陣のさらなる意欲向上を図るため、役員報酬制度の見直しを進めております。経営責任や役割に応じた適正な報酬体系を整備し、持続的な企業価値向上につなげてまいります。

つきましては、これらの事情を総合的に勘案し、現行の当社の取締役の報酬額を改定いたしたく、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

2. 改定の内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬（基本報酬及び短期インセンティブ報酬）につきまして、その上限を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）に改定させていただきたく存じます。

また、当該金銭報酬とは別枠で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）として、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額の上限を年額90百万円以内、交付する当社普通株式の総数の上限を年39,000株以内に改定させていただきたく存じます。

なお、当該報酬額には、改定後も従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

個々の取締役への配分につきましては、後記の【当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】に従い決定いたします。なお、譲渡制限付株式報酬制度につきましては、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額及び交付する当社普通株式の総数の上限の改定を除き、変更はございません。その概要は「4. 譲渡制限付株式報酬制度の概要」のとおりです。

また、当社の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役は0名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、金銭報酬（基

本報酬及び短期インセンティブ報酬）の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は1名）となり、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は4名となる予定です。

3. 改定を相当とする理由

本改定は、当社の事業規模、経営環境、役員に求められる責任及び役割の高度化、役員構成の変化ならびに今後のコーポレート・ガバナンス体制の強化等を総合的に勘案し、当社の取締役の職責に見合った報酬水準を確保することを目的とするものです。

また、本改定の内容（後記の【当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】の内容を含む。）につきましては、独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会における審議及び答申を踏まえて決定しており、その決定プロセスの客観性及び透明性は十分に確保されております。

したがって、当社は、本改定の内容が相当なものであると判断しております。

4. 譲渡制限付株式報酬制度の概要

（1）譲渡制限期間

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下、「譲渡制限」という。）

（2）退任または退職時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限期間が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画もしくはその他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を促進する報酬体系とすることを基本方針とします。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責、従業員とのバランス及び他社の報酬水準等を踏まえ、適正な水準とします。具体的には、取締役の報酬は、役位に応じて前期の業績を勘案して決定する基本報酬（金銭報酬）と、譲渡制限付株式による株式報酬（非金銭報酬）により構成します。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬（金銭報酬）のみを支給します。

2. 基本報酬（金銭報酬）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責及び在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保しつつ、職責及び成果を反映して総合的に決定します。

3. 株式報酬（非金銭報酬）

株式報酬は、譲渡制限付株式とし、その付与のために支給する報酬は金銭債権とします。金銭債権は、原則として、毎事業年度支給します。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価に基づき原案を作成します。取締役会は、原案に対する指名報酬委員会の答申を踏まえ、決定します。

以上

事業報告 (2025年7月1日から2026年6月30日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 当社グループの事業の経過及び成果

当社グループは、「おもてなしと生活文化の創造」の理念のもと、全国主要都市の「コンフォート」ブランドホテルを運営する「チョイスブランド」と、東海・北陸エリアを中心に宿泊・外食・集会サービスを提供する「オリジナルブランド」という2つのブランドで、専門のホテルオペレーターとして全国展開に取り組んでおります。

ホテル業界を取り巻く環境は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が持ち直したことにより、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まりや資源価格の高騰、それに伴う物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループにおいて宿泊特化型ホテルを中心に全国で展開している「チョイスブランド」では、販売施策として、需要に応じたレベニューマネジメントの強化や、レジャー・インバウンド需要の獲得に取り組みました。また、販促活動として、レジャー向けブランドである「コンフォートホテルERA」及び「Ascend Collection™」の認知度向上を図る施策等を推進しました。その結果、客室稼働率は前期比1.5ポイント増の81.5%、客室単価は前期比4.7%増の10,882円となりました。また、新規開業店舗及び前期に「コンフォートホテルERA」ヘリブランドを実施した店舗における増収に加え、既存店舗においても客室単価の向上により増収を達成したことで、売上高は前期比9.3%増の47,164百万円となりました。なお、当期第4四半期においては、「コンフォートホテル千歳」（北海道千歳市）を2026年6月15日に新築開業し、「チョイスブランド」は国内100ホテル体制となりました。また、当期第3四半期及び第4四半期において、既存ホテル7店舗を対象に、客室やオープンスペース「Comfort Library Cafe」の快適性及び機能性の向上にむけたリニューアルを実施したほか、既存ホテル3店舗を「コンフォートホテルERA」ブランドにリブランドし、ブランド展開の強化を図りました。

三重県・東海地方を中心に地域特性に合わせて宴会場等を併設したシティホテルや宿泊特化型ホテルを展開している「オリジナルブランド」及び「その他事業」においては、地域やホテルごとの特性を活かした販売施策や企画に取り組みました。また、各店舗の地域特性や顧客動向に応じたレベニューマネジメントを推進し、客室単価の向上を図りました。それらの取り組みの結果、客室稼働率は前期比1.2ポイント増の75.1%、客室単価は前期比6.7%増の7,737円となりました。2026年2月9日のホテルエスプル名古屋栄（愛知県名古屋栄市）の閉館に伴う減収はあったものの、既存店舗における客室単価の上昇による増収がこれを吸収し、売上高は前期比5.1%増の6,833百万円となりました。なお、当期第4四半期においては、既存ホテル3店舗を対象に、地域性を感じられる空間づくりや全館禁煙化等、各ホテルの特性に応じたリニューアルを実施し、提供価値の向上を図りました。

なお、当社グループ全体では、客室稼働率は前期比1.5ポイント増の80.6%、客室単価は前期比5.1%増の10,442円となりました。また、当連結会計年度末におけるホテル店舗数は120店舗、客室数はチョイスブランド14,517室、オリジナルブランド2,425室の合計16,942室となりました。

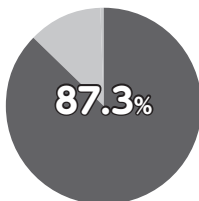
この結果、当連結会計年度の業績は、売上高53,998百万円（前期比8.8%増）、営業利益6,964百万円（前期比10.4%増）、経常利益6,899百万円（前期比18.1%増）となりました。また、特別利益として賃貸借契約解約益を計上した一方、繰越欠損金の解消に伴い法人税等を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は4,997百万円（前期比5.0%減）となりました。

ブランド別の実績は以下のとおりであります。

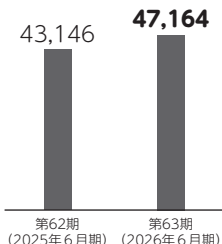
なお、当社はホテル事業の単一報告セグメントであるため、詳細はブランド別に記載しております。

チョイスブランド

売上高構成比



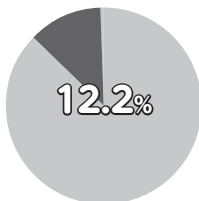
売上高 (単位：百万円)



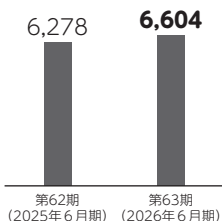
チョイスブランドでは、新築案件として、2025年11月5日に「コンフォートホテル水戸」、同年12月18日に「コンフォートホテルERA札幌北口」、2026年6月15日に「コンフォートホテル千歳」を開業いたしました。また、当期第3四半期及び第4四半期において、既存ホテル7店舗を対象に、客室やオープンスペース「Comfort Library Cafe」の快適性及び機能性の向上にむけたリニューアルを実施したほか、既存ホテル3店舗を「コンフォートホテルERA」ブランドにリブランドし、ブランド展開の強化を図りました。営業面においては、需要動向に応じたレベニューマネジメントの強化や販促施策を推進し、国内レジャー需要及びインバウンド需要の獲得に取り組んだ結果、当ブランドの売上高は47,164百万円（前期比9.3%増）となりました。

オリジナルブランド

売上高構成比

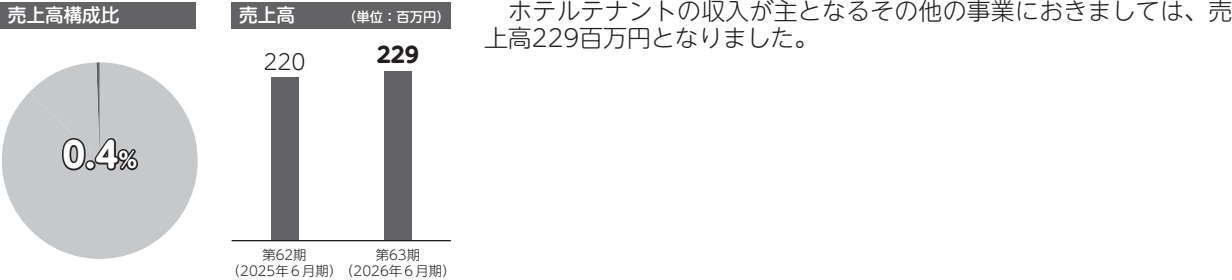


売上高 (単位：百万円)



三重県および東海・北陸地方を主な営業地域とするオリジナルブランドでは、「レストイン多賀」「四日市シティホテルアネックス」および「センターワンホテル半田」の3店舗についてリニューアルを実施し、商品力及びサービス品質の向上を図りました。一方で、建物賃貸借契約の満了により「ホテルエスプル名古屋栄」を閉店いたしました。営業面においては、地域特性や顧客動向に応じた販売施策及びレベニューマネジメントを推進し、客室単価の向上に取り組みしました。その結果、売上高は6,604百万円（前期比5.2%増）となりました。

その他の事業



(2) 設備投資等の状況等

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、35億円であります。
その主なものは、既存店の改修や新規出店に伴う建物等であります。なお、当連結会計年度における新規出店、および既存店の大規模改装等の状況は、次のとおりであります。

	店舗名	開業・改装月
新規出店	コンフォートホテル水戸（茨城県水戸市桜川1-1-23）	2025年11月
新規出店	コンフォートホテルERA札幌北口（北海道札幌市北区北七条西5-17-1）	2025年12月
新規出店	コンフォートホテル千歳（北海道千歳市幸町5-12-2）	2026年6月
改装(リブランド)	コンフォートホテルERA京都堀川五条（京都府京都市下京区堀川通五条下る泉水町134-32）	2026年6月
改装(リブランド)	コンフォートホテルERA名古屋名駅南（愛知県名古屋市中村区名駅南1-14-16）	2026年6月
改装(リブランド)	コンフォートホテルERA石垣島（沖縄県石垣市真栄里340）	2026年6月
改装(リニューアル)	コンフォートホテル仙台東口（宮城県仙台市宮城野区名掛丁205-5）	2026年3月
改装(リニューアル)	コンフォートホテル郡山（福島県郡山市方八町2-2-22）	2026年3月
改装(リニューアル)	コンフォートホテル横浜関内（神奈川県横浜市中区住吉町3-33）	2026年3月
改装(リニューアル)	コンフォートホテル岐阜（岐阜県岐阜市吉野町6-6）	2026年3月
改装(リニューアル)	コンフォートホテル和歌山（和歌山県和歌山市友田町5-34-1）	2026年3月
改装(リニューアル)	コンフォートホテル姫路（兵庫県姫路市北条口1-50-3）	2026年3月
改装(リニューアル)	コンフォートホテル仙台西口（宮城県仙台市青葉区中央3-5-11）	2026年4月
改装(リニューアル)	レストイン多賀（滋賀県犬上郡多賀町敏満寺字西谷66-36）	2026年6月
改装(リニューアル)	センターワンホテル半田（愛知県半田市更生町1-124-2）	2026年6月
改装(リニューアル)	四日市シティホテルアネックス（三重県四日市市浜田町7-11）	2026年6月

(3) 資金調達の状況

設備投資に係る資金として1,500百万円の借入を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

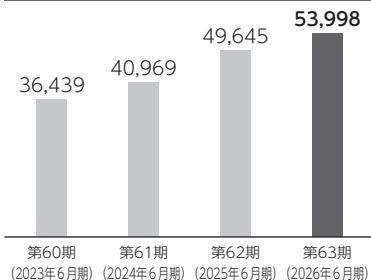
該当事項はございません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

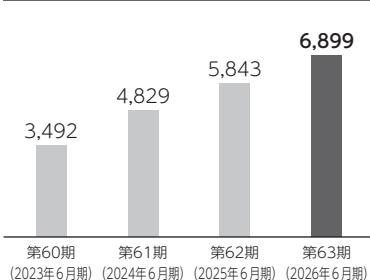
該当事項はございません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

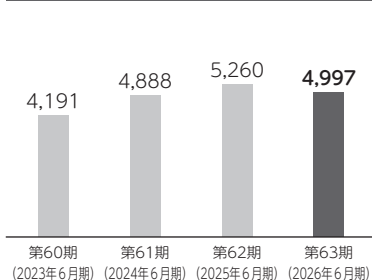
売上高 (単位：百万円)



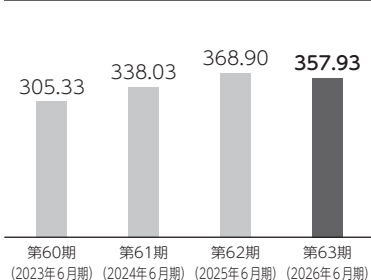
経常利益 (単位：百万円)



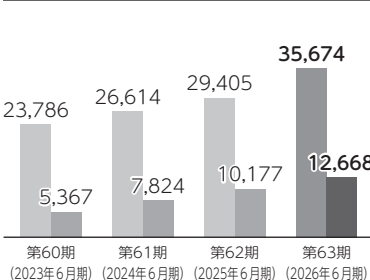
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



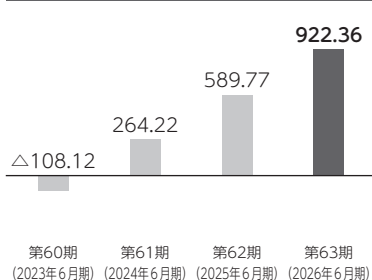
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第60期 (2023年6月期)	第61期 (2024年6月期)	第62期 (2025年6月期)	第63期 (当連結会計年度) (2026年6月期)
売上高	(百万円)	36,439	40,969	49,645	53,998
経常利益	(百万円)	3,492	4,829	5,843	6,899
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	4,191	4,888	5,260	4,997
1株当たり当期純利益	(円)	305.33	338.03	368.90	357.93
純資産	(百万円)	5,367	7,824	10,177	12,668
総資産	(百万円)	23,786	26,614	29,405	35,674
1株当たり純資産額	(円)	△108.12	264.22	589.77	922.36

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分		第60期 (2023年6月期)	第61期 (2024年6月期)	第62期 (2025年6月期)	第63期 (当事業年度) (2026年6月期)
売上高	(百万円)	36,470	41,062	49,801	54,153
経常利益	(百万円)	3,457	4,793	5,819	6,881
当期純利益	(百万円)	4,152	4,853	5,242	4,983
1株当たり当期純利益	(円)	302.33	335.46	367.63	356.93
純資産	(百万円)	5,303	7,724	10,059	12,536
総資産	(百万円)	23,703	26,493	29,219	35,493
1株当たり純資産額	(円)	△113.15	257.01	581.20	912.80

3. 重要な子会社の状況 (2026年6月30日現在)

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社チョイスホテルズジャパン	20百万円	100%	ホテルフランチャイズの加盟店の募集・指導・管理・運営

(2) 重要な企業結合等の状況

当連結会計年度における該当事項はありません。

4. 当社グループが対処すべき課題

当社グループは、2030年の未来を見据え、価値共創に向け下記の2つの指針を定めております。

①経営ビジョン

「TRY! NEXT JOURNEY ～新たな旅に踏み出そう～」

②グリーンズグループ2030年CSR宣言

「環境にも人にも優しいホスピタリティあふれる企業」

当社グループは、創業以来、宿泊事業を支えてくださる地域社会への感謝の念を大切にし、事業を通じた地域への貢献を企業活動の根幹としてまいりました。また、企業の成長と持続性は「人」によって支えられるとの考えのもと、従業員一人ひとりのキャリアの充実と幸福の実現を重視し、働きがいのある職場づくりに取り組んでおります。今後は、持続可能な地域社会の実現に向けて、当社グループの事業活動を通じた地域への貢献を一層強化してまいります。併せて、従業員のキャリア形成支援と活躍の促進を通じて、高品質なサービスと豊かな旅の体験の提供を実現し、顧客価値の創造と企業価値の向上に努めてまいります。

宿泊市場の今後の見通しにつきましては、好調に推移していた宿泊需要について、地政学リスクの高まりにより、インバウンド需要の伸びは緩やかになることが見込まれております。また、外資系ホテルの日本進出など、宿泊施設の供給が増加するなか、多様化する顧客のニーズに対応した施設とサービスの提供が一層重要となっております。一方で、人件費の上昇や、物価高騰等による運営コストの増加に加え、人手不足を背景とした人材の確保・定着が大きな課題となっております。加えて、企業に求められる社会的責任の重要性も高まっております。

このような経営環境のもと、更なる企業価値の創造と持続可能な成長の実現を目指して策定した中期経営計画「GREENS SUSTAINABLE JOURNEY 2028」を推進してまいります。本計画期間は、将来のポートフォリオ拡大を通じた持続的な成長を実現するためのケイパビリティの構築に取り組む期間と位置づけております。計画2年目となる2027年6月期においては、店舗数の拡大と多様なブランド展開を推進するとともに、人材の活躍を促す組織風土の醸成に取り組んでまいります。

宿泊需要を着実に獲得していくための出店拡大施策として、現時点の計画では、2027年6月期において、「Ascend Collection™」ブランドの国内2店舗目となる「HOTEL GEOMETIQ Osaka Umeda, an Ascend Collection Hotel」（大阪府大阪市）の開業を皮切りに、計5事業所の新規出店を予定しております。ブランド展開を進める出店計画として、「コンフォートホテルERA」ブランドでの国内2店舗目の新築開業となる「コンフォートホテルERA金沢東口」（石川県金沢市）及びロードサイド業態での新築開業となる「コンフォートイン大和郡山」（奈良県大和郡山市）の開業を予定しております。加えて、ホテルブランドの特色を際立たせる商品づくりや運営オペレーションの確立に取り組んでいくことで、ブランド毎のビジネスモデルを確立し、収益力の向上に取り組んでまいります。

人的資本経営につきましては、人材の確保・定着に加え、社員一人ひとりのキャリア形成支援や成長機会の提供を通じて、人材活躍を推進してまいります。また、社員の誰もが輝けるチームワークと、高水準のサービスを提供するプロフェッショナリズムが両立する強じんな組織体の構築により、働く人から選ばれる企業を目指してまいります。

中期経営計画「GREENS SUSTAINABLE JOURNEY 2028」における基本方針

1. 需要をとらえた出店加速
2. レジャーブランド・ロードサイド業態のビジネスモデル確立
3. 人材への投資と、さらなる成長に挑戦する組織風土の醸成

2027年6月期 単年重点戦略

1. 開発手法の多様化による店舗拡大と出店加速に適応する運営体制への進化
2. サービスプロフィットチェーンの好循環構築による店舗基盤の強化
3. 多様なブランド展開に向けたブランド力強化とビジネスモデルの具現化
4. 人材活躍を促す運用基盤の構築と対話によるキャリア開発の実行
5. サステナビリティ活動の持続的推進と人と社会に選ばれる企業への発展
6. 環境変化に揺るがない経営にむけた成長を支える生産性の追求

5. 主要な事業内容 (2026年6月30日現在)

当社は、「おもてなしと生活文化の創造」の理念のもと、チョイスブランドおよびオリジナルブランドの2つの柱によるホテル事業を主たる業務とし、内外顧客の宿泊・外食・集宴会等のサービス提供を行っております。

事業区分	主要事業
チョイスブランド	チョイスブランドにおいては、米国チョイスホテルズインターナショナル社が保有する世界的ホテルブランド「コンフォート」を中心に、宿泊特化型で中間料金帯のホテルを日本全国の政令指定都市等の駅前立地を中心に展開しております。また、レジャー向けブランド「コンフォートホテルERA」や「Ascend Collection™」、ロードサイド型ホテルの「コンフォートイン」など、多様なブランドで店舗展開をしております。 また、本事業においては、日本における「コンフォート」ブランドの独占的使用権を保有する当社連結子会社である株式会社チョイスホテルズジャパンが、ホテルの客室・施設基準の管理、運営ノウハウの提供、セールス・マーケティング戦略の立案等を担っております。
オリジナルブランド	オリジナルブランドにおいては、「ホテルエコノ」「グリーンホテル」「シティホテル」「ホテルエスプル」など、地域のニーズや市場環境にあわせた柔軟なブランド展開をしております。宿泊特化型ホテルをはじめとして、集宴会、レストランを備えたシティホテルなどを、三重県を中心に東海・北陸地方で展開しております。60年以上にわたる専門ホテルオペレーターとしての実績をもとに、宿泊、外食、集宴会など地域密着型の様々な形態のサービスを提供しています。

6. 主要な事業所 (2026年6月30日現在)

(1) 当社

本社	三重県四日市市		
事業所	東京オフィス（東京都中央区）		
店舗	チョイスブランド	コンフォートホテル	コンフォートホテル札幌すすきの（北海道札幌市中央区）他56店舗
		コンフォートホテルERA	コンフォートホテルERA札幌北口（北海道札幌市）他7店舗
		コンフォートスイーツ	コンフォートスイーツ東京ベイ（千葉県浦安市）
		コンフォートイン	コンフォートイン近江八幡（滋賀県近江八幡市）他32店舗
		Ascend Collection™	hotel around TAKAYAMA（岐阜県高山市）
	オリジナルブランド		四日市シティホテルアネックス（三重県四日市市）他19店舗

(2) 子会社（株式会社チョイスホテルズジャパン）

本社	東京都中央区
事業所	四日市オフィス（三重県四日市市）

7. 使用人の状況（2026年6月30日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業部門の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
チョイスブランド	564名	12名増
オリジナルブランド	153名	3名減
全社（共通）	181名	32名増
合計	898名	41名増

- （注） 1. 使用人数には臨時従業員数を含んでおりません。
2. 当社グループはホテル事業の単一セグメントであるため、ブランド別に記載しております。
3. 前連結会計年度に比べ、全社（共通）として記載されている従業員が33名増加しております。主な理由は、部門体制の拡充及び事業運営体制の強化に伴う各部門での採用・増員によるものです。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
861名	38名増	39.3歳	7.3年

- （注） 1. 使用人数には臨時従業員数を含んでおりません。
2. 年間の臨時従業員の期中平均雇用人員は788名（1日当たり8時間換算）であります。

8. 主要な借入先の状況 (2026年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	5,984百万円
株式会社三井住友銀行	1,733百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,213百万円
株式会社みずほ銀行	933百万円
株式会社百五銀行	805百万円
株式会社三十三銀行	668百万円
株式会社日本政策投資銀行	375百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 会社の現況に関する事項

1. 株式の状況 (2026年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 普通株式 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 13,878,263株
(自己株式143,715株を含む。)

(3) 株主数

普通株式	7,157名
(うち単元株主数)	6,395名)

(4) 大株主の状況（上位10位）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社新緑	2,500,000	18.20
株式会社TM	2,150,000	15.65
村木 雄哉	699,800	5.10
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	377,480	2.75
MSIP CLIENT SECURITIES	317,235	2.31
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND	288,200	2.10
雨澤 佳世	287,500	2.09
黒田 知佳	287,500	2.09
鈴木 麻祐	287,500	2.09
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	232,454	1.69

(注) 持株比率は自己株式(143,715株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	6,100株	5名
社外取締役（監査等委員を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 2026年3月31日付で退任した取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）1名に対する交付株式数の内、会社が無償取得した900株を含んでおります。

(6) その他株式に関する重要な事項

2024年6月28日付および2025年6月30日付でA種優先株式の一部（計4,000株）を取得及び消却いたしました。その後も収益力は更に高まり、自己資本も安定して増加していることから、本優先株式の優先配当に係る支払負担を低減することを目的として、2026年6月30日付でA種優先株式の残存する全株式を取得及び消却いたしました。これにより、A種優先株式はすべて消却済みであります。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年6月30日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 木 雄 哉	株式会社チョイスホテルズジャパン取締役 株式会社新緑代表取締役社長 株式会社TM代表取締役社長
専務取締役	清 水 謙 二	人事総務本部長
常務取締役	伊 藤 孝 彦	子会社担当 株式会社チョイスホテルズジャパン代表取締役社長
取締役	佐 藤 雄 一	運営本部長 株式会社チョイスホテルズジャパン取締役
取締役（監査等委員・常勤）	松 井 清	株式会社チョイスホテルズジャパン監査役
取締役（監査等委員・社外）	土 田 繁	公認会計士土田会計事務所所長 株式会社企業経営管理センター代表取締役 税理士法人だいち代表社員 井村屋グループ株式会社社外監査役
取締役（監査等委員・社外）	檜 山 洋 子	ヒヤマ・ワボタ法律事務所代表 株式会社アキラ代表取締役 大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役

- （注）1. 取締役（監査等委員）土田繁氏および檜山洋子氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）土田繁氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計および経営全般に関する相当程度の知見を有しております。また取締役（監査等委員）檜山洋子氏は弁護士士の資格を有しており、法律業務の経験を通して培った幅広い知識と見識を有しております。
3. 当社は、内部監査部門等との十分な連携を通じて情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、松井清氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
鈴 木 直 子	2026年3月31日	辞任	取締役人事総務本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間に、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社のすべての取締役（監査等委員を含む。）を被保険者とし締結しております。内容の概要については、株主総会参考書類第3号議案（注）4をご参照ください。

(4) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2025年9月25日開催の取締役会において改訂しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上へのインセンティブと、株主との一層の価値共有を進めることの出来る報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた従業員とのバランスや他社動向を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、役位に応じ前期業績を勘案して決定した基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式制度による株式報酬（非金銭報酬）によって構成する。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 株式報酬（非金銭報酬）

株式報酬は、譲渡制限付株式とし、付与のために支給する報酬は金銭債権とし、原則として、毎事業年度ごとに支給する。具体的な支給時期および配分については取締役会において決定する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価に基づき原案を作成します。取締役会は、原案に対する指名報酬委員会の答申を踏まえ、決定します。

e. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	94 (-)	92 (-)	-	2 (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	26 (11)	26 (11)	-	- (-)	3 (2)
合 計	120 (11)	118 (11)	-	2 (-)	8 (2)

- (注) 1. 上表には、2026年3月31日をもって退任した取締役（社外取締役を除く。）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額につきましては、2016年3月28日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。なお当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、5名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬額については、2024年9月26日開催の第61回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。なお当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 上記2とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2018年9月27日開催の第55回定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して年額45百万円以内と決議いただいております。なお当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、7名です。
5. 上記3とは別枠で、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2018年9月27日開催の第55回定時株主総会において、年額6百万円以内と決議いただいております。なお当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。
6. 取締役会は、代表取締役社長 村木雄哉に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価に基づき原案の作成権限を委任しております。委任理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
7. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件は「C. 株式報酬（非金銭報酬）」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「1. （5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	活動状況
土 田 繁	取締役（監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。いずれにおいても、公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
檜 山 洋 子	取締役（監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。いずれにおいても、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

④ 社外役員が当社の子会社等から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があるなど、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

3 業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社およびグループ各社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を遵守するため、「グリーンズ企業目的」、「グリーンズ理念」、「グリーンズグループ倫理行動基準」、その他必要な諸規程等を制定し、より高い倫理基準をもって業務に取り組むとともに、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。
- ②当社グループに影響を及ぼす重要事項については、取締役会において決定する。
取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告する。取締役会は、取締役の職務の執行に関する監督機能の強化を図る。監査等委員会は、取締役の職務の執行について適法性・妥当性監査を実施する。取締役および使用人は、監査等委員からの求めに応じ、職務の執行状況を監査等委員に報告する。
- ③取締役会直轄の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、「グループ全体の適法かつ公正な企業活動の推進」や「リスク対策」など、企業品質向上に向けた活動を統括し、活動計画や活動結果を取締役会に提案・報告する。
- ④当社グループ内における法令・定款・諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、社外法律事務所や内部監査室を通報・相談先とする複数の内部通報窓口を設置する。あわせて、内部通報を受けた事項は、代表取締役および監査等委員会に報告する。
- ⑤内部監査に係る諸規程に従い、当社グループ全体の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。
内部監査の結果は、代表取締役および監査等委員会に報告する。
- ⑥当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携の上、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役会議事録、経営会議議事録など重要な書類については、法令・諸規程に基づき文書管理を行い、取締役、監査等委員からこれら重要な書類の閲覧の要求があった場合には、直ちに提出する。

- ②取締役および使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これに基づき管理する。
- ③グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る重要事項について、当社への報告等を定める諸規程に基づき、グループ各社から適時に報告を受ける。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会直轄の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。「リスク管理・コンプライアンス委員会」は、経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した対応マニュアルを策定する。
- ②緊急事態が発生した場合には、当社グループ「BCP基本規程」や「エマージェンシーマニュアル」に従い、その重大性に応じて「対策本部」などの組織を編成して対応を実施する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会を原則として毎月開催し、法令および「取締役会規程」に基づき、重要事項の審議、職務執行に関する報告を行う。また、必要に応じ、臨時取締役会や書面決議により機動的な職務執行と意思決定を行う。
- ②当社は、重要な業務遂行について、経営効率化および多面的な検討を行うために取締役や本部における本部長等をメンバーとする経営会議において審議する。
取締役会および経営会議において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施する。
- ③代表取締役は、目標達成に向けたグループ全体の職務の執行を統括し、監督する。業務を管掌する各管掌取締役は、グループ各社を含む担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務遂行体制を構築する。
- ④迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、「業務分掌規程」および「職務分掌規程」に基づき、各取締役および使用人は付与された権限をもとに、意思決定を行う。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、自己および第三者による評価、体制の整備並びに維持、改善等を行う。
- ②当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制、当該取締役および使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会および監査等委員の職務を補助する監査等委員会補助者を設置して使用人を配置する。
- ②監査等委員会補助者の使用人については、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会および監査等委員の職務に関し、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。

(7) 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役および使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査部門の監査結果を監査等委員会に報告する。このほか、監査等委員からの求めに応じ、業務および財産の状況を報告する。また、稟議書および重要な会議の議事録を監査等委員からの求めに応じて閲覧できるようにし、説明する。
- ②グループ各社を含め取締役および使用人から監査等委員会へ直接通報するルートを構築し、社内へその周知を図る。
- ③当社グループは、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当該取締役および使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないことを定めた諸規程を整備、周知する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員会および監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後に償還に応じる。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役と監査等委員の間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査等委員会からの求めに応じ、監査等委員と会計監査人および内部監査部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査等委員の出席を確保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しており、取締役会と監査等委員会により、取締役の業務執行の監督および監査を行っております。監査等委員の選任においては、社外取締役である監査等委員、常勤の監査等委員を選任し、監督機能の強化を図っております。

子会社については、グループ全体を統合したマネジメントを行っており、役員を派遣、役職員の出向および予算統制帳票の提出等により、常時関係会社の経営状態等を把握しております。

当社の取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、監査等委員である社外取締役を含む全取締役で構成され、当期においては15回開催しております。

取締役会を補完する役割として、業務執行の詳細について審議、決議または報告する機関として経営会議を設置し、代表取締役社長が議長を務め、常勤取締役（常勤監査等委員を含む。）が出席し、当期においては24回開催しております。

さらに、業務上のフローに基づき発生しうるリスクを防止するために必要な内部管理体制の整備のため、代表取締役社長を委員長、内部監査室長を副委員長とした、取締役会直轄の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、当期においては12回開催しております。

(2) リスクマネジメント及びコンプライアンス

当社では、業務上のフローに基づき発生しうるリスクを防止するために必要な内部管理体制の整備等について、取締役会の下に「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しております。

当委員会では、「会社の内部統制構築に関する方針・体制および対策に関する事項」、「各部門における内部統制構築体制整備の支援を行う事項」、「組織を横断するリスクに係る総合的な調整に関する事項」、「不祥事、トラブルに迅速に対応可能な体制の整備に関する事項」、「緊急かつ重大なリスク（事件・事故・クレーム等）への対応に関する事項」、「内部通報制度の整備（通報窓口の設置と通報者の保護制度の確立）と推進等、リスクを早期に把握し、対処できる環境づくり」、「内部統制の考え方を全社員へ徹底する等、コンプライアンス遵守の風土育成」について審議・決定を行っております。

当社では、労務リスクの軽減を目的として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」の下部組織として「労務コンプライアンス委員会」を設置し、労務コンプライアンスの体制および労務コンプライアンス違反が発生した場合の是正措置および再発防止策等について審議・決定をしております。当委員会は人事管理部を主幹とし、代表取締役社長により定められた取締役、運営本部長と専門家である顧問社会保険労務士を加えた体制にて、当期においては12回開催しております。

また、個人情報保護に係るリスクの軽減を目的として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」の下部組織として「個人情報保護管理委員会」を設置し、個人情報の管理体制の構築および個人情報に係る事故が発生した場合の是正措置および再発防止策等について審議・決定をしております。当委員会は総務部を主幹とし、代表取締役社長により定められた個人情報保護管理責任者に、各部本部長、部長を加えた体制にて、当期においては6回開催しております。

(3) 内部監査

内部監査については、代表取締役社長直属の「内部監査室」が年間計画に基づき、子会社を含む当社企業グループを1年で一巡し、各事業所における業務監査、会計監査および金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応した評価業務を独立・客観的な立場から実施しております。

監査結果は、毎月「リスク管理・コンプライアンス委員会」において報告し、重要事項については監査等委員会に対して毎月報告しております。

当期においては、組織目標の達成への貢献と、整備状況と運用状況の整合性の評価により、内部統制の構築への貢献を方針として監査を実施しております。

(4) 監査等委員会監査

監査等委員会監査は、常勤監査等委員を含む3名の監査等委員（うち、2名は社外取締役）により実施しております。各監査等委員は、取締役として取締役会に出席し、常勤監査等委員はその他重要な会議にも出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認するとともに、取締役の職務の執行に関して、直接意見を述べております。また、監査等委員が取締役会およびその他重要な会議に出席することにより、取締役および使用人等から当社並びにグループ会社に関する会社経営および事業運営上の重要な事項の報告を受けております。

監査等委員会は、監査計画に基づき当社およびグループ会社の監査を実施し、当期においては監査等委員会を14回実施しております。

なお、監査等委員会の職務の執行において生じる費用については、監査等委員からの請求に従い、会社法の定めに基づき適切に処理され、監査の実効性は担保されております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表（2026年6月30日現在）

| 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>15,976</b> |
| 現金及び預金          | 11,559        |
| 売掛金             | 2,900         |
| 原材料及び貯蔵品        | 152           |
| 前払費用            | 1,085         |
| その他             | 280           |
| 貸倒引当金           | △1            |
| <b>固定資産</b>     | <b>19,697</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,761</b> |
| 建物及び構築物         | 6,377         |
| 工具、器具及び備品       | 544           |
| 土地              | 2,403         |
| リース資産           | 2,292         |
| 建設仮勘定           | 144           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>330</b>    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>7,605</b>  |
| 投資有価証券          | 310           |
| 差入保証金           | 6,007         |
| 繰延税金資産          | 702           |
| その他             | 599           |
| 貸倒引当金           | △13           |
| <b>資産合計</b>     | <b>35,674</b> |

(単位：百万円)

| 科目             | 金額            |
|----------------|---------------|
| <b>負債の部</b>    |               |
| <b>流動負債</b>    | <b>10,071</b> |
| 買掛金            | 1,202         |
| 1年内返済予定の長期借入金  | 2,075         |
| 未払金            | 1,812         |
| 未払費用           | 2,263         |
| 未払法人税等         | 1,927         |
| 未払消費税等         | 120           |
| その他            | 669           |
| <b>固定負債</b>    | <b>12,934</b> |
| 長期借入金          | 9,639         |
| リース債務          | 2,392         |
| 資産除去債務         | 608           |
| その他            | 294           |
| <b>負債合計</b>    | <b>23,005</b> |
| <b>純資産の部</b>   |               |
| <b>株主資本</b>    | <b>12,517</b> |
| 資本金            | 100           |
| 利益剰余金          | 12,758        |
| 自己株式           | △341          |
| その他の包括利益累計額    | 151           |
| その他有価証券評価差額金   | 151           |
| <b>純資産合計</b>   | <b>12,668</b> |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>35,674</b> |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

(単位：百万円)

| 科目              | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 53,998 |
| 売上原価            |       | 36,048 |
| 売上総利益           |       | 17,949 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 10,985 |
| 営業利益            |       | 6,964  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息及び配当金       | 28    |        |
| 違約金収入           | 37    |        |
| その他             | 64    | 130    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 177   |        |
| 借入手数料           | 18    |        |
| その他             | 0     | 195    |
| 経常利益            |       | 6,899  |
| 特別利益            |       |        |
| 固定資産売却益         | 24    |        |
| 賃貸借契約解約益        | 230   | 254    |
| 特別損失            |       |        |
| 固定資産除却損         | 11    |        |
| 減損損失            | 5     | 16     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 7,136  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,932 |        |
| 法人税等調整額         | 205   | 2,138  |
| 当期純利益           |       | 4,997  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 4,997  |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 計算書類

## 貸借対照表(2026年6月30日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>15,823</b> |
| 現金及び預金          | 11,353        |
| 売掛金             | 2,915         |
| 原材料及び貯蔵品        | 151           |
| 前払費用            | 1,072         |
| その他             | 332           |
| 貸倒引当金           | △1            |
| <b>固定資産</b>     | <b>19,669</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,761</b> |
| 建物              | 6,310         |
| 構築物             | 67            |
| 工具、器具及び備品       | 544           |
| 土地              | 2,403         |
| リース資産           | 2,292         |
| 建設仮勘定           | 144           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>325</b>    |
| ソフトウェア          | 195           |
| その他             | 130           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>7,583</b>  |
| 投資有価証券          | 310           |
| 関係会社株式          | 20            |
| 出資金             | 1             |
| 長期前払費用          | 556           |
| 差入保証金           | 6,007         |
| 繰延税金資産          | 701           |
| 貸倒引当金           | △13           |
| <b>資産合計</b>     | <b>35,493</b> |

| 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|
| <b>負債の部</b>     |               |
| <b>流動負債</b>     | <b>10,022</b> |
| 買掛金             | 1,202         |
| 1年内返済予定の長期借入金   | 2,075         |
| 未払金             | 1,811         |
| 未払費用            | 2,242         |
| 未払法人税等          | 1,924         |
| 未払消費税等          | 95            |
| 前受金             | 281           |
| 預り金             | 175           |
| その他             | 213           |
| <b>固定負債</b>     | <b>12,934</b> |
| 長期借入金           | 9,639         |
| リース債務           | 2,392         |
| 資産除去債務          | 608           |
| その他             | 294           |
| <b>負債合計</b>     | <b>22,956</b> |
| <b>純資産の部</b>    |               |
| <b>株主資本</b>     | <b>12,385</b> |
| <b>資本金</b>      | <b>100</b>    |
| <b>利益剰余金</b>    | <b>12,627</b> |
| 利益準備金           | 32            |
| その他利益剰余金        | 12,594        |
| 繰越利益剰余金         | 12,594        |
| <b>自己株式</b>     | <b>△341</b>   |
| <b>評価・換算差額等</b> | <b>151</b>    |
| その他有価証券評価差額金    | 151           |
| <b>純資産合計</b>    | <b>12,536</b> |
| <b>負債純資産合計</b>  | <b>35,493</b> |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

(単位：百万円)

| 科目           | 金額    |        |
|--------------|-------|--------|
| 売上高          |       | 54,153 |
| 売上原価         |       | 36,050 |
| 売上総利益        |       | 18,102 |
| 販売費及び一般管理費   |       | 11,152 |
| 営業利益         |       | 6,950  |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息及び配当金    | 28    |        |
| 違約金収入        | 37    |        |
| その他          | 60    | 126    |
| 営業外費用        |       |        |
| 支払利息         | 177   |        |
| 借入手数料        | 18    |        |
| その他          | 0     | 195    |
| 経常利益         |       | 6,881  |
| 特別利益         |       |        |
| 固定資産売却益      | 24    |        |
| 賃貸借契約解約益     | 230   | 254    |
| 特別損失         |       |        |
| 固定資産除却損      | 11    |        |
| 減損損失         | 5     | 16     |
| 税引前当期純利益     |       | 7,118  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,929 |        |
| 法人税等調整額      | 205   | 2,134  |
| 当期純利益        |       | 4,983  |

(記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年8月19日

株式会社グリーンズ  
取締役会 御中

|                  |       |         |
|------------------|-------|---------|
| 仰星監査法人<br>名古屋事務所 |       |         |
| 指 定 社 員          | 公認会計士 | 浅 井 孝 孔 |
| 業務執行社員           |       |         |
| 指 定 社 員          | 公認会計士 | 川 合 利 弥 |
| 業務執行社員           |       |         |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グリーンズの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月19日

株式会社グリーンズ  
取締役会 御中

|                  |       |         |
|------------------|-------|---------|
| 仰星監査法人<br>名古屋事務所 |       |         |
| 指 定 社 員          | 公認会計士 | 浅 井 孝 弘 |
| 業務執行社員           |       |         |
| 指 定 社 員          | 公認会計士 | 川 合 利 弥 |
| 業務執行社員           |       |         |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリーンズの2025年7月1日から2026年6月30日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役、使用人等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月20日

株式会社グリーンズ 監査等委員会

|           |         |
|-----------|---------|
| 監査等委員(常勤) | 松 井 清   |
| 監査等委員     | 土 田 繁   |
| 監査等委員     | 檜 山 洋 子 |

(注) 監査等委員 土田繁及び檜山洋子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

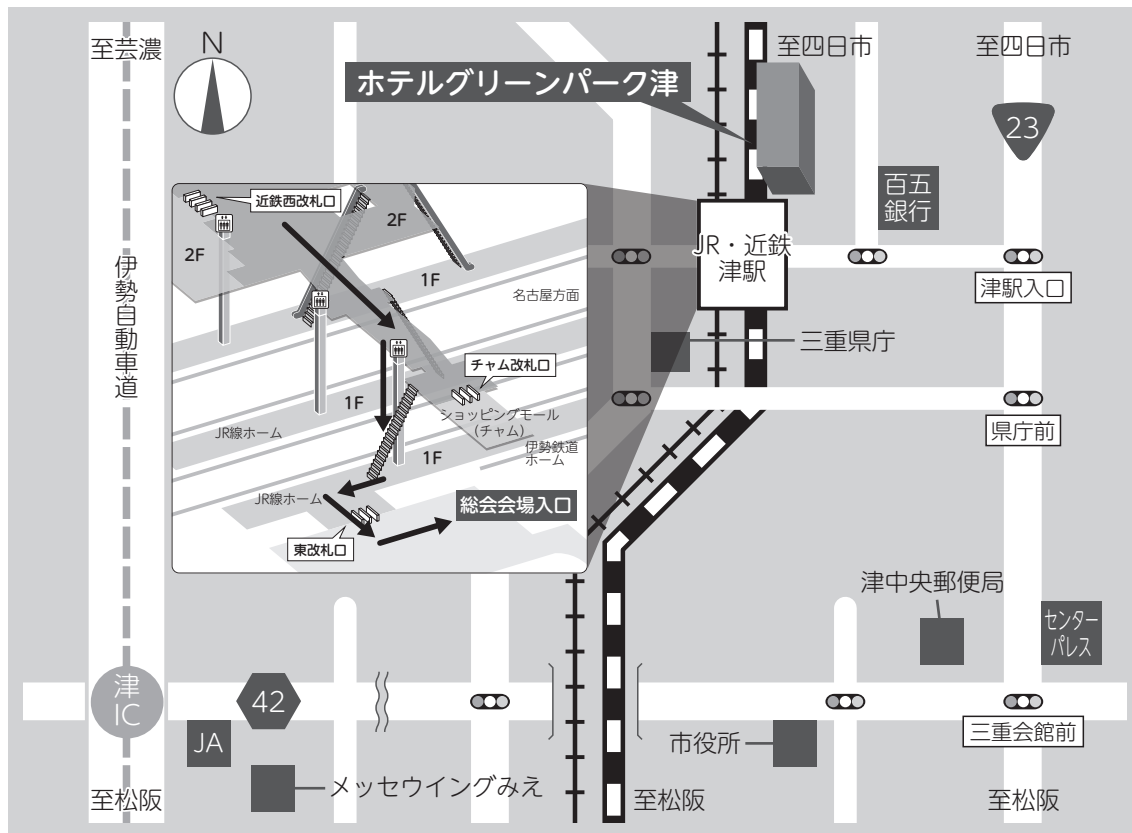
# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

ホテルグリーンパーク津 6階「伊勢の間」  
三重県津市羽所町700番地 TEL (059) 213-2111

## 交通

近 鉄 | 名古屋駅から特急で50分 | 津駅東改札口隣接  
大阪難波駅から特急で80分



■駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

■バリアフリールートをご利用の場合は、上記のとおり、「チャム改札口」手前のエレベーターにて1階へご移動後、東改札口より図の矢印に沿ってお越しください。

## アクセス

スマートフォンで読み取ると、株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。